

平成30年7月18日 風力部会資料

(仮称) 島根風力発電事業環境影響評価方法書に係る知事意見

(前文)

本事業計画は、浜田市において最大で出力 54, 000kW、基数にして 12 基程度の風力発電機の導入を目指すものである。

今回、環境影響評価法（以下「法」という。）に基づき送付のあった環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に対して、地域住民等や関係自治体からの意見及び島根県環境影響評価技術審査会の答申を踏まえ、環境保全上の見地から意見を述べる。

この方法書においては、風力発電機の設置位置や、実際に設置する風力発電機の機種等が示されておらず、工事計画も定まっていないなど、具体的な事業計画が示されていない。これら事業計画の内容によっては、重大な環境影響が生じるおそれがあるが、方法書に記載された調査地点、調査方法等が適切か判断出来ない。加えて、配慮書に対する知事意見及び環境の保全の見地から提出された意見に対して示された事業者の見解には、具体的な調査内容等に関する記述がほとんどでみられず、適切な環境影響評価が行われるか危惧される。

また、本事業に係る方法書に対しては、事業に伴う環境影響等に関して、延べ 100 通以上の意見が寄せられているが、浜田市からは、事業者として十分な説明、回答がされておらず、住民意見を踏まえた対応が適切に実施されないことが懸念として示されている。

さらに、浜田市からは、住民意見が反映されないまま事業着手されるのではないかという不信感が高まり、市に対しても当該事業に反対する主旨の意見書が提出される深刻な事態となっていることを踏まえ、事業実施区域の設定にあたっては住民意見に誠意を持って対応し、理解が得られるよう、事業の取りやめも含む、対象事業実施区域や事業計画の全面的な見直しを真剣に検討することが求められている。

については、事業の実施にあたっては、地元住民等から理解を得たうえで事業を実施することは当然であることから、適宜、地元住民等に対して説明会等により丁寧かつ十分な説明を行い、地元住民等からの意見や要望については誠実な対応を行うこと。

また、環境影響評価の実施にあたっては、以下の意見を踏まえ、適切に実施すること。

(総括的事項)

- 1 本事業の実施にあたっては、必要に応じて専門家等の助言を得ながら、調査地域の適切な設定と科学的根拠に基づく最新かつ正確な情報を用いた調査を

行い、得られた結果の適切な予測及び評価の実施並びに環境保全措置の検討を行うことで、環境への負荷を最大限に回避・低減すること。環境影響を回避又は十分な低減が出来ない場合には、事業実施区域の再検討を行うなど、当該地域での事業の廃止も含めて事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

なお、環境保全措置の検討にあたっては、環境への影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、地元住民等の懸念事項を十分に把握し、地元住民等の懸念事項にも配慮した環境影響評価となるよう努めること。

- 2 本方法書においては、風力発電機の設置位置や、実際に設置する風力発電機の機種等が示されておらず、工事計画も定まっていない。一方、これら事業計画の内容によっては、重大な環境影響が生じるおそれがある。

事業計画の策定にあたっては、事業実施区域及び周辺の環境情報を十分に把握し、先行事例の知見を反映させ、専門家及び住民等の意見を踏まえ、十分かつ慎重に検討を行い、計画に応じた環境影響評価を適切に実施すること。事業計画の検討状況は適宜地元住民等に説明を行うなど、誠実な対応に努めること。

なお、方法書に記載されている各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法は事業計画が定まっていない状況で設定されているため、事業計画を策定あるいは変更した際は必ず見直しを行い、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

また、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）には、風力発電機の設置位置や、実際に設置する風力発電機の機種等の具体的な事業計画を記載し、事業計画の検討経過及びそれに応じた環境影響評価の内容を詳細に記載すること。

- 3 事業実施区域の周辺において他事業者の既設の風力発電所が稼働しており、現在、環境影響評価手続き中の風力発電所も計画されていることから、調査、予測及び評価にあたってはその時点で入手しうる最新の情報を活用するとともに、必要に応じて追加的に調査を実施するなど累積的な影響について検討すること。

- 4 環境影響評価法に基づき事業者が縦覧・公表する方法書等の環境影響評価図書のインターネットによる公表にあたっては、広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、法に基づく縦覧期間終了後も継続して縦覧可能とするなど、利便性の向上に努めること。

また、今後の手続きにあたっては、地元住民等への積極的な情報提供や説明な

どを行い、相互理解の促進に努めること。

(個別的事項)

1 騒音及び超低周波音

施設の稼働による騒音及び超低周波音の予測にあたっては、事業実施区域周辺の住居等への影響について、最新の科学的知見及び海外も含めた同型機の先行事例の知見を反映し、影響を予測すること。

なお、調査地点の設定においては地元住民等の懸念にも配慮した調査地点となるよう努めること。

また、調査、予測及び評価にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成 29 年 5 月 26 日 環境省)及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月 環境省)を踏まえて適切に実施し、その内容をわかりやすく準備書に示すこと。

2 風車の影

風車の影による事業実施区域周辺の住居等への環境影響が生じるおそれがあることから、適切な方法により調査、予測及び評価を行うこと。

また、風車の影による影響は、影がかかる時間の長短にかかわらず影響を及ぼすおそれがあるため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、影響が回避又は十分な低減が行われるよう検討すること。

3 水環境

事業実施区域の周辺河川については、内水面漁業や上水道、農業用水の取水が行われており、工事中及び供用後に発生する土砂や濁水による周辺地域の水環境への影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価を行い、地下水を含む利水及び水環境への影響を回避・低減するよう適切な環境保全措置を検討すること。

なお、濁水による影響を評価するにあたっては、近年増加している集中豪雨の傾向も十分に踏まえて検討を行うこと。

4 地形及び地質

- (1) 事業実施区域は土壌の掘削や改良時に自然由来の重金属類等(ヒ素等)が比較的検出されやすい地域となっていることから、地質について調査を行い、工事に伴い発生する土砂等に起因する環境影響が生じないよう検討するとともに、重金属類等(ヒ素等)が検出された場合の対応方法を準備書に記載すること。

- (2) 今後の工事計画の策定にあたっては、当該地域の地形及び地質を十分に把握し、地形改変による影響について検討を行うこと。

5 動物・植物・生態系

- (1) 事業実施区域周辺には、二級河川の周布川などが分布し、水域には絶滅危惧種であるゴギを始め、特別天然記念物のオオサンショウウオなどの多数の希少な水生生物等、陸域にはしまねレッドデータブック掲載種や天然記念物のヤマネが生息・生育している可能性がある。環境影響評価の実施にあたっては、専門家等の意見を踏まえつつ、適切な時期、事業実施区域周辺も含めた適切な位置、適切な方法での調査を行うとともに、適切な予測及び評価を行い、重要な種である動植物への影響を回避・低減するよう工事中及び供用後における保全対策について十分かつ慎重な検討を行うこと。
- (2) 鳥獣等については、専門家等からの助言を得ながら、渡りを含む移動経路や生息状況等に関する詳細な調査及び予測を行い、バードストライク及び生息環境の変化に伴う影響について適切に評価すること。

また、評価にあたっては、累積的な影響についても検討を行うこと。

- (3) 希少種等の餌資源となる動植物についても調査し、事業実施区域及びその周辺の生態系に与える影響について、予測及び評価を行うこと。
- (4) 風力発電設備の設置において、管理道、作業ヤードなど広範囲の森林伐採が想定されるため、事業計画の策定にあたっては、動植物の生息・生育環境への影響について調査、予測及び評価を適切に行い、影響の回避又は十分な低減が図られるよう十分な検討を行うこと。
- (5) 工事の実施及び施設の稼働に伴う動物の生息域の変化に与える影響について、事業実施区域周辺も含め、動物の生息数及び行動範囲に係る調査等を実施したうえで適切な予測、評価を行うこと。なお、その予測の不確実性の程度によっては、事後調査の対象として選定することとし、準備書にその調査計画を記載すること。

また、里山への獣害に係る重要種以外のシカやイノシシ等への影響についても検討を行うこと。

- (6) 動植物に係る調査について、準備書には調査を行った日時など、調査方法の詳細を記載すること。

また、動植物の調査で得られた結果は、全種のリストを準備書に掲載すること。

6 景観

- (1) 事業実施区域周辺には地元住民のシンボルである雲城山や大麻山、室谷

の棚田など眺望点や景観資源が多数存在し、主要な眺望点から風力発電設備を視認できる可能性が極めて高いことに加え、森林伐採や管理道路の設置等の環境改変による景観への影響が懸念されることから、適切な調査、予測及び評価を行うとともに、専門家や地域住民の意見も踏まえつつ、風力発電設備の配置や色彩等について十分に検討すること。

なお、眺望点の選定にあたっては、必要に応じ地域住民や自治体等の意見を聴くなどし、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所等についても選定の対象として検討すること。

- (2) 累積的な影響について検討を行う際は、シーケンス景観に及ぼす影響についても検討を行うこと。
- (3) 検討結果を地元住民等に説明する際には、フォトモンタージュや動画を活用するなど、分かりやすい説明となるよう配慮すること。

7 人と自然との触れ合いの活動の場

風力発電設備の配置等の検討にあたっては、事業実施区域周辺も含め、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や利用環境に関する適切な調査、予測及び評価を行い、専門家等の助言に加え、地域住民や他の利用者等の意見を聴き、これらの結果を踏まえて、事業実施による影響を回避・低減すること。

また、自然歩道や登山道等も人と自然との触れ合いの活動の場として選定し、検討を行うこと。

8 廃棄物等

工事により発生する土砂及び伐採木材等の発生量について、可能な限り早期段階において、工事内容に基づく算出もしくは類似事例等から予測するとともに、処理計画について事業実施区域及び周辺への影響が回避・低減されるよう慎重に検討すること。